

5分で読める

ちょっと役に立つ

『労災保険Q & A集』

平成24年10月



会社には通勤手段として電車通勤を申告していましたが、ある日、自転車通勤でケガしました。労災の通勤災害を適用してもらえるでしょうか？



会社への通勤手段の申告と違って自宅から会社までの通勤経路、通勤手段が「合理的」ならば労災は適用されます。



出勤しようとして家から玄関に行く前の庭の敷石につまづいてケガしました。通勤災害は適用されるでしょうか？



庭は個人の敷地です。通勤経路ではありません。従って労災は適用されないでしょう。マンションの玄関を出て共用部分の廊下でケガすれば通勤経路になり労災が適用されます。



通勤途中に駅の階段で足をくじいてしまいました。通勤災害の休業補償は4日目から受給できるということですが、休業3日目までは会社が補償してくれるのでしょうか？



通勤災害は3日目まで補償しません。通勤災害以外には補償が行われない3日間については事業主が平均賃金の6割を補償することになっています。



会社主催で年1回慰安旅行があります。今年の慰安旅行中にケガしました。労災は適用されるのでしょうか？



会社主催の行事に参加しないと欠勤扱いなるなど会社の業務とみなされる慰安旅行なら業務災害として労災は適用されるでしょう。



会社主催の秋の運動会の競走でケガしてしまいました。労災は適用されるのでしょうか？



社員が強制的に参加することになっていて、参加しないと欠勤になってしまう。そんな場合には労災は適用されるでしょう。参加するのが本人の自由で欠勤にもならないなら労災の適用は難しいでしょう。



出張中に外食で飲酒しました。ホテルに帰る途中で酔っぱらって転びケガしてしまいました。労災は適用されるのでしょうか？



出張は会社の業務命令ですからその期間中のケガは労災と認められるでしょう。この場合、飲酒が出張に伴う業務かによるでしょう。出張に伴う業務と認められれば労災を適用されるでしょう。



お客様を訪問するさいに交通事故でケガしました。加害者と示談交渉をしていますが、成立したら労災給付はどうなるのでしょうか？



示談が成立すると労災保険から受給できません。従って労災保険の給付が示談金以上になったとしても労災保険からは給付ありません。だからくれぐれも示談するときには先々の症状を考えて示談金交渉をしてください。



従業員が居眠り運転で単独事故を起こしてケガしてしまいました。この場合に労災を適用できるのでしょうか？



労働者災害保険法第12条2－第2項に「労働者の故意または重大な過失により、労働者が業務上負傷し、もしくは疾病にかかった場合には、保険給付の全部または一部を行わない」と規定されています。飲酒運転事故、居眠り運転事故などは重大な過失といえます。ですからこの場合には保険給付の全部または一部を行われないでしょう。

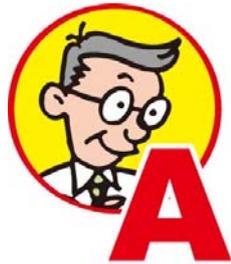
Q&A

こんな時 どうしよう？

こんな時 どうなる？



業務中にケガして労災保険から休業補償給付と休業特別支給金を受給しています。休業補償給付は賃金の6割、休業特別支給金は賃金の2割で合計8割です。残りの2割分を会社は補てんしてくれるのでしょうか？



会社は残りの2割分を補てんする義務はありません。ただし、会社の就業規則に業務上の災害について政府労災以外にも民間の保険などで補償を上乗せする規定があるなら会社が補てんしてくれるかもしれません。



ダンボールをバラバラにするときにカッターナイフで誤って指を切ってしまいました。急いで近くの診療所で健康保険を使って治療してしまいました。労災ですから治療費はかからないのに3割負担してしまいました。どうしたらよいのでしょうか？



診療所がこのケガは労災と聞かなかったのかもかもしれません。この場合には治療費をあなたに返還をしなければなりません。そのためには、協会けんぽへ誤って使用したことを連絡して、取消の申請を行います。それから労働基準監督署へ治療費の返還手続きをします。面倒な手続きなので日ごろから労災の場合の治療費は無料であることを知っておきましょう。



大部屋に入院しています。個室に移動したいのですが、この場合に個室料金を労災でカバーしてもらえますでしょうか？



あなたの担当医と看護師が常にあなたの症状を監視し、適切な治療をする必要があるために個室でなければならないと認めるなら労災で個室料金を払うことになるでしょう。



私の会社は個人事業ですが、一緒に住んでいる息子を従業員として雇っています。息子以外に親族でない従業員が3名います。息子に業務中にケガした場合に労災を適用できるでしょうか？



事業主であるあなたと同居の息子さんは労災を適用できません。ただし、息子さんが親族以外の従業員と労働条件(始業、終業、休憩時間、休暇や休日、賃金等)が同じなら労災を適用できます。



図書室の司書をしています。先日、高いところにある本をとるために脚立に乗ったところ地震が来て脚立が倒れ足を骨折しました。労災を適用してもらえるでしょうか？



原則、労災は自然災害によるケガを補償しません。ただし、立地条件、業務内容、職場環境によっては労災が適用されることがありますから労働基準監督署に問い合わせたらいかがでしょうか。



従業員が自宅に資料をもって行って、自宅のパソコンで仕事をしていました。その際に、資料を裁断する際に手にケガしました労災を適用できますか？



恐らく無理でしょう。業務災害と認められるには会社の命令を受けて業務を遂行していることが条件です。この場合は自分の都合で、自宅で仕事をしたと思えますので適用されないでしょう。



会社の帰りに夕食の食材を買うためにスーパーに寄り道しました。それから自宅に帰る途中でいつもの通勤で通る道に出る際に自転車に衝突されてケガをしました。スーパーに寄っていつもの通勤経路からはずれたら通勤災害は適用されないのでしょうか？



通勤と関係ない行為をして、通勤を中断したりしたら原則として通勤災害は適用されません。

しかし、その中断が、例えば、あなたのように食材を購入するなど、日用品を購入する行動は通勤の中断としないことになっています。

従って、あなたの場合は、スーパーで食材を購入後にいつもの通勤経路に戻って災害に遭ったのだから例外として通勤災害は適用されるでしょう。